



人傷一括払における人傷社による 自賠責保険金の控除の可否

上智大学客員研究員 清水 太郎

上智大学法学部では、もっぱら学問的視点から保険法に関する判例研究を行うために、保険法研究会を隔月で開催している。本判例評釈はその研究会の成果であり、これを本誌で公表することにより、僅かばかりでも保険法学の発展に資することができれば幸甚である。

上記のとおり、本判例評釈は、学問的視点からなされたものであり、研究会の成果物ではあるが、日本共済協会や評釈者が所属する特定の団体・事業者等の見解ではない。

保険法研究会代表・上智大学法学部教授 梅村 悠

最判令和4年3月24日民集76巻3号350頁

控訴審 福岡高判令和2年3月19日民集76巻3号404頁

第一審 福岡地判令和元年8月7日民集76巻3号385頁

1. 本件の争点

本件は、交通事故の被害者が自賠責保険金を含む人身傷害保険金を受領したが、その後、全損害を回復するために加害者に対する損害賠償請求訴訟を提起したものである。本件で最も問題となった点は、人身傷害保険金と自賠責保険金のいわゆる人傷一括払によって人身傷害保険金と共に支払われた自賠責保険金相当額を、人身傷害保険契約の保険者である人傷社が被害者の加害者に対する損害賠償請求権の額から控除することができるか否かである。

控訴審である福岡高判令和2年3月19日民集76巻3号404頁¹⁾は、これを肯定したが、学説において大いに議論されていた。

上告審である本判決²⁾は、あくまで事例判決ではあるが、前掲福岡高判令和2年3月19日とは反対の結論を示した。本研究会は、既に前掲福岡高判令和2年3月19日についての研究成果を公表しているが³⁾、それを踏まえて、本判決についての見解を示すこととする。

1) 常盤重雄・横浜法学30巻1号433頁(2021年)、木村健登・ジュリ1565号119頁(2021年)、佐野誠・福岡大学法学論叢66巻3号1001頁(2021年)、山下典孝・判評754号(判時2499号)7頁(2022年)、肥塚肇雄・リマークス64号42頁(2022年)、[清水太郎・共済と保険64巻3号22頁\(2022年\)](#)、古笛恵子・ひろば75巻4号54頁(2022年)、加藤新太郎・NBL1219号85頁(2022年)。

2) 加藤・前掲85頁、丸山一朗・保険毎日新聞2022年4月6日4面、潘阿憲・法教502号118頁(2022年)、山下典孝・青山法学論集64巻1号69頁(2022年)、古笛恵子・ジュリ1578号90頁(2022年)、山田拓広・立命館法学403号609頁(2022年)、川崎直也・ジュリ1581号87頁(2023年)および曹時76巻7号2081頁(2024年)、浅井弘章・銀法66巻6号64頁(2022年)、深澤泰弘・新・判例watch32号115頁(2023年)、土岐孝宏・損保84巻3号67頁(2022年)およびジュリ1583号89頁(2023年)、肥塚肇雄・リマークス67号38頁(2023年)、山本哲生・民商159巻1号147頁(2023年)、遠山聡・判評776号(判時2567号)7頁(2023年)、白木裕一・金法72巻8号44頁(2024年)、木村健登・保険法判例百選[第2版]92頁(2025年)他。

3) [清水・前掲22頁以下](#)。

2. 事実の概要

- (1) X(原告・控訴人・上告人)は、平成29年4月25日、普通乗用自動車を運転中、交差点において、Y(被告・被控訴人・被上告人)運転の普通乗用自動車と衝突し、頸椎捻挫等の傷害を受けた(以下、この事故を「本件事故」という。)
- (2) 本件事故によりXに生じた損害の額(弁護士費用相当額を除く。)は、合計341万1398円であるが、本件事故におけるXの過失割合は3割であることから、上記割合により過失相殺をすると、XがYに対して賠償請求することができる損害金の額(弁護士費用相当額を除く。)は、238万7979円となる。
- (3) Xは、本件事故によって生じた損害について、平成29年6月までに、Yが締結する対人賠償責任保険契約に基づく保険金23万8237円の支払を受け、平成30年3月12日には、自賠責保険から後遺障害による損害賠償額の支払として75万円を受領した。
- (4) Xの夫は、本件事故当時、訴外A保険株式会社(以下「A社」という。)との間で、人身傷害条項のある普通保険約款(以下「本件約款」という。)が適用される自動車保険契約(以下「本件保険契約」という。)を締結しており、Xは上記条項に係る被保険者であった。
- (5) 本件約款中の人身傷害条項及び基本条項には、要旨、次のような定めがあった。
 - ア A社は、被保険車両の運行に起因する事故等に該当する急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者が身体に傷害を被ることによって被保険者等に生じた損害に対して、保険金(以下「人身傷害保険金」という。)を支払う。
 - イ A社の支払う人身傷害保険金の額は、人身傷害保険金額を限度として、本件約款所定の算定基準に従い算定された損害額(その額が自賠責保険から支払われる金額を下回る場合には、自賠責保険によって支払われる金額となる。また、賠償義務者があり、かつ、判決又は裁判上の和解において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が上記算定基準と異なる基準により算出された場合であって、その基準が社会通念上妥当であると認められるときは、その基準により算出された額のうち、訴訟費用等を除いた額となる。)から、人身傷害保険金の請求権者に対して自賠責保険によって支払われた金員等の既払額を差し引いた額とする。
 - ウ 上記アの損害が生じたことにより人身傷害保険金の請求権者が損害賠償請求権その他の債権を取得し、その損害に対してA社が支払った人身傷害保険金の額が上記イの損害額の全額に満たない場合には、上記債権の額から、人身傷害保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額の限度で、上記債権がA社に移転する(以下「本件代位条項」という。)
- (6) Xは、本件事故に関して、平成29年5月6日、A社に対し、本件保険契約に基づき、対人賠償保険金及び人身傷害保険金を請求した。その際、XがA社に提出した請求書(以下「本件保険金請求書」という。)には、①対人賠償保険金の請求で、自賠責保険金相当額との一括払により保険金を受領した場合は、自賠法に基づく保険金の請求受領に関する一切の権限をA社に委任する旨、②人身傷害保険金を受領した場合は、その額を限度としてXが有していた賠償義務者に対する損害賠償請求権及び自賠法に基づく損害賠償額の請求受領権がA社に移転することを確認する旨の各記載があった。

Xは、同月31日、A社から、自ら自賠責保険に直接請求するという方法がある旨の説明を

受けた上で、人身傷害保険金について、A 社が自賠責保険による損害賠償額の支払分を含めて一括して支払うことを承諾した。

- (7) X は、平成 30 年 5 月 24 日、A 社に対し、本件保険契約に基づく人身傷害保険金を受領するに当たり、「保険金のお支払いについての協定書」（以下「本件協定書」という。）を提出した。本件協定書には、X が、本件事故による X の Y に対する損害賠償請求権は、自賠責保険への請求権を含め、受領した人身傷害保険金の額を限度として A 社に移転することを承認する旨の記載があった。
- (8) X は、本件事故によって生じた損害について、A 社から、平成 30 年 5 月 15 日までに 14 万 6683 円、同月 30 日に 96 万 3498 円の各支払を受けた（以下、これらの金員を「本件支払金」という。）。本件約款所定の算定基準に従い算定された本件事故によって生じた X の損害額（209 万 8418 円）は、本件保険契約における人身傷害保険金額の限度内であり、本件支払金は、上記損害額から、X が受領した上記(3)の既払額（Y が締結する対人賠償責任保険契約に基づく保険金 23 万 8237 円と自賠責保険から後遺障害による損害賠償額の支払として受領した 75 万円の合計額）を控除した額と同額であった。本件支払金の全額が人身傷害保険金であるとした場合には、本件代位条項に基づき A 社が代位取得する X の債権の範囲は 8 万 6762 円である。
- (9) A 社は、その後、本件事故について、自賠責保険から X の傷害による損害賠償額の支払として 83 万 5110 円（以下「本件自賠金」という。）を受領した。
- (10) 控訴審は、要旨、X と A 社との間では、X が A 社から受領する保険金には自賠責保険金が含まれるとの合意があったものということができること、及び、本件協定書によれば、X は、A 社に対し、受領した人身傷害保険金の限度で自賠責保険金の受領権限を委任したものと解される。そうすると、A 社は、X の委任に基づき本件自賠金の支払を受けたものであり、X は、これに先立ち本件支払金を受領したことにより本件自賠金の支払を受けたことになることと解すべきである。したがって、X の Y に対する損害賠償請求権の額から本件自賠金に相当する額を全額控除することができるとした。

3. 判旨（破棄自判）

「(1) 本件約款によれば、人身傷害条項の適用対象となる事故によって生じた損害について A 社が保険金請求権者に支払う人身傷害保険金の額は、保険金請求権者が同事故について自賠責保険から損害賠償額の支払を受けていないときには、上記損害賠償額を考慮することなく所定の基準に従って算定されるものとされている。このことからすれば、A 社と保険金請求権者との間で、人身傷害保険金について、A 社が保険金請求権者に対して自賠責保険による損害賠償額の支払分を含めて一括して支払う旨の合意（以下「人傷一括払合意」という。）をした場合であっても、本件のように A 社が人身傷害保険金として給付義務を負うとされている金額と同額を支払ったにすぎないときには、保険金請求権者としては人身傷害保険金のみが支払われたものと理解するのが通常であり、そこに自賠責保険による損害賠償額の支払分が含まれているとみるのは不自然、不合理である。加えて、本件代位条項によれば、人身傷害保険金を支払った A 社は、人身傷害保険金の額と被害者の加害者に対する過失相殺後の損害賠償請求権の額との合計額が、被害者について社会通念上妥当であると認められる判決等の基準により算出された過失相殺前の損害額に相当

する額を上回るときに限り、その上回る部分に相当する額の範囲で保険金請求権者の賠償義務者等に対する債権を代位取得するものとされているので、本件のように被害者の損害について過失相殺がされる場合には、A 社が人身傷害保険金の支払により代位取得することができる上記債権の範囲は保険金支払額を下回ることとなる。この場合において、人傷一括払合意により A 社が支払う金員の中に自賠責保険による損害賠償額の支払分が含まれるとして、当該支払分の全額について A 社が自賠責保険から損害賠償額の支払を受けることができるものと解すると、A 社が、別途、人身傷害保険金を追加払しない限り、A 社が最終的に負担する額が減少し、被害者の損害の填補に不足が生ずることとなり得るが、このような事態が生ずる解釈は、本件約款が適用される自動車保険契約の当事者の合理的意思に合致しないものというべきである。

また、本件保険金請求書では、対人賠償保険金の請求において自賠責保険金相当額との一括払により保険金を受領した場合には、自賠法に基づく保険金の請求及び受領に関する一切の権限を A 社に委任するものとされているのに対し、人身傷害保険金を受領した場合には、その額を限度として X が有していた賠償義務者に対する損害賠償請求権及び自賠法に基づく損害賠償額の支払請求権が A 社に移転することを確認するものとされており、対人賠償保険金の受領の場合と人身傷害保険金の受領の場合とで異なる説明内容となっている。さらに、本件協定書においても、X の Y に対する損害賠償請求権及び自賠責保険への請求権は、X が受領した人身傷害保険金の額を限度として A 社に移転することを承認するものとされている。人身傷害保険金の受領に関する上記各書面の説明内容と本件代位条項を含む本件約款の内容とを併せ考慮すると、上記各書面の説明内容は、A 社が本件代位条項に基づき保険代位することができることについて確認あるいは承認する趣旨のものと解するのが相当であり、X が A 社に対して自賠責保険による損害賠償額の支払の受領権限を委任する趣旨を含むものと解することはできない。人傷一括払合意をしていたことは、上記の解釈を左右するものとは解し難く、そのほか、人身傷害保険金の支払を受けるに当たり、X が A 社に対して自賠責保険による損害賠償額の支払の受領権限を委任したものと解すべき事情も存しない。

以上によれば、本件においては、X が A 社に対して自賠責保険による損害賠償額の支払の受領権限を委任したと解することはできず、A 社が X に対して本件支払金を支払ったことにより自賠責保険による損害賠償額の支払がされたことになると解することもできない。本件支払金は、その全額について、本件保険契約に基づく人身傷害保険金として支払われたものといえるから、A 社は、この支払により保険代位することができる範囲において、自賠責保険に対する請求権を含む X の債権を取得し、これにより X は Y に対する損害賠償請求権をその範囲で喪失したものと解すべきであり、その後に A 社が本件自賠金の支払を受けたことは、X の Y に対する損害賠償請求権の有無及び額に影響を及ぼすものではない。

したがって、X の Y に対する損害賠償請求権の額から、A 社が本件支払金の支払により保険代位することができる範囲を超えて本件自賠金に相当する額を控除することはできないというべきである。」

4. 評釈（判旨賛成）

(1) 人身傷害補償保険と人傷一括払について

人身傷害補償保険は、被保険者が被保険自動車や他の車両に搭乗中、または歩行中に、自動車の運行に起因する、急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合に保険給付を行う傷害保険である⁴⁾。この保険の特徴は、被保険者に100%の過失があった場合でも保険給付が行われることと⁵⁾、被保険者が人傷社に自ら人身傷害保険金を請求することで迅速な補償を受けられることである⁶⁾。

ところで、本件のように交通事故の加害者に損賠賠償責任が発生する場面においては、約款外のサービスとして、被害者の人傷社が人身傷害保険金と加害者の自賠責保険金相当額を一括払している。これが人傷一括払と呼ばれるものである。なお、この自賠責保険金相当額は、通常、人傷社の立替払であり、被害者に支払った後に人傷社から加害者の自賠責保険会社へ自賠法16条請求をすることになると説明されている⁷⁾。

この人傷一括払には、人傷基準に基づいて算定された被害者の損害額が人身傷害保険の保険金額を超過するため、人傷社が同保険金額に自賠責保険金を上乗せする形で立替払するものと、人傷社が同保険金額の範囲内で自賠責保険金も含めて保険金を支払うものの2種類がある。前者がアマウント超事案または狭義の人傷一括払と呼ばれるものであり、後者がアマウント内事案または広義の人傷一括払と呼ばれるものである⁸⁾。いずれにしても、本件は、後者に属するものである。なお、前者に属する事案として、最判令和5年10月16日判時2594号75頁⁹⁾がある。

ところで、通常の判例評釈においては、本件を検討する前に本件に至るまでの裁判例や学説を紹介するが、本研究会の成果物で既にまとめており、再掲すると煩瑣になるので、そちらを参照されたい¹⁰⁾。

(2) 本件の検討

本判決は、①保険金請求権者の約款の理解、②当事者の合理的意思、③損賠賠償額の支払の受領権限の委任の有無の3点から控除を否定している¹¹⁾。順に検討する。

まず、①保険金請求権者の約款の理解について、本判決は、「本件のようにA社が人身傷害保険金として給付義務を負うとされている金額と同額を支払ったにすぎないときには、保険金請求権

4) 甘利公人ほか・ポイントレクチャー保険法〔第4版〕191頁（2025年・有斐閣）。

5) 前掲注4)。

6) 山野嘉朗「人身傷害保険」藤村和夫ほか編・実務交通事故訴訟体系第2巻責任と保険456頁（2017年・ぎょうせい）。

7) 赤津貞人「傷害・疾病保険の意義・性質と人身傷害補償条項・無保険車傷害条項」金澤理監修・大塚英明＝児玉康夫編・新保険法と保険契約法理の新たな展開453頁（2009年・ぎょうせい）。

8) アマウント超事案・アマウント内事案と呼ぶものとして、佐野誠「人傷一括払についての一考察」福岡大学法学論叢68巻4号552頁（2024年）、狭義の一括払・広義の一括払と呼ぶものとして植草桂子「人傷一括払と自賠責保険の回収をめぐる問題点」損保79巻4号127頁（2018年）。

9) 梅村悠・民商160巻4号726頁（2024年）、濱口弘太郎・リマークス70号34頁（2025年）、高野真人・損保87巻4号224頁（2025年）、深澤泰弘・ひろば78巻3号101頁（2025年）。

10) [清水・前掲24～25頁](#)。

11) 加藤・前掲87頁。

者としては人身傷害保険金のみが支払われたものと理解するのが通常であり、そこに自賠責保険による損害賠償額の支払分が含まれているとみるのは不自然、不合理である。」としている。

この点については、本研究会が「…人傷社から被保険者に支払われる金額が人身傷害保険金と自賠責保険金の合計額なのか、自賠責保険金の額を含めた人身傷害保険金なのかは明らかではない。…」¹²⁾と指摘していたことと、言い回しは違えど同旨であり、異論はない。

次いで、②当事者の合理的意思について、本判決は「人傷一括払合意により A 社が支払う金員の中に自賠責保険による損害賠償額の支払分が含まれるとして、当該支払分の全額について A 社が自賠責保険から損害賠償額の支払を受けることができるものと解すると、A 社が、別途、人身傷害保険金を追加払しない限り、A 社が最終的に負担する額が減少し、被害者の損害の填補に不足が生ずることとなり得るが、このような事態が生ずる解釈は、本件約款が適用される自動車保険契約の当事者の合理的意思に合致しないものというべきである。」としている。

そもそも、人身傷害補償保険は実損填補型の傷害保険であることから、利得禁止の原則から約款中に保険代位の規定が設けられている¹³⁾。そして、この代位の範囲は裁判基準差額説に従うものである¹⁴⁾。

逆に言うと、被保険者としては、裁判基準差額説で導かれる額までは優先的に回復されると考えるはずである¹⁵⁾。そうだとすると、本判決が指摘しているように、損害の填補に不足が生じるような事態は被保険者側には受け入れがたいものであり、当事者の合理的意思に合致しないとしたことは妥当である。

ところで、本研究会は「…被保険者が迅速に補償を得るために人傷社の一括払サービスを利用して保険金請求すると自賠責保険金を控除されてしまうことになる反面、完全な補償を得ようとすると自身で加害者に損害賠償請求しなければならず、結果として手間や時間を要してしまうことになり、人身傷害保険の意義が半減される。付言するに、…X は人傷社（注：A 社）に減額された金額を再度請求することになると思われるが、被害者が自らの損害を回復するために複数回の請求をしなければならないということが、人身傷害保険の趣旨に適うとは思えない。」¹⁶⁾と主張していた。

実際のところ、このような場面において、被保険者が再度請求することができるか否かは、明らかではない¹⁷⁾。しかしながら、本件においては、「X は第 1 審判決後に、訴外保険会社（人傷社）（注：A 社）に対して人傷保険金の追加払を請求したが、訴外保険会社（人傷社）は追加払には応じられない旨の通知を X に行っている」¹⁸⁾ということである。A 社が追加払に応じなかった理由等は詳らかではないが、本判決および本研究会の立場からすると、A 社の実務対応は理解しがたいものと言わざるを得ない。

12) 清水・前掲 26 頁。

13) 甘利ほか・前掲 116 頁、192 頁。

14) 山下友信「交通事故訴訟における責任をめぐる実体法と保険制度の交錯」藤村ほか・前掲 15 頁。

15) 深澤・前掲注 2) 117 頁。

16) 清水・前掲 26 頁。

17) 古笛・前掲注 1) 60 頁、植草・前掲 134 頁、深澤・前掲注 2) 118 頁、山下徹也「人傷一括払をめぐる諸問題の検討」損保 85 巻 3 号 262 頁等。

18) 山下（典）・前掲注 2) 70 頁。

最後に、③損害賠償額の支払の受領権限の委任の有無について、本判決は、「…本件保険金請求書では、対人賠償保険金の請求において…A 社に委任するものとされているのに対し、人身傷害保険金を受領した場合には、…A 社に移転するものを確認するものとされており、…本件協定書においても、X の Y に対する損害賠償請求権及び自賠責保険への請求権は、X が受領した人身傷害保険金の額を限度として A 社に移転することを承認するものとされている。人身傷害保険金の受領に関する上記各書面の説明内容と本件代位条項を含む本件約款の内容とを併せ考慮すると、上記各書面の説明内容は、A 社が本件代位条項に基づき保険代位することができることについて確認あるいは承認する趣旨のものと解するのが相当であり、X が A 社に対して自賠責保険による損害賠償額の支払の受領権限を委任する趣旨を含むものと解することはできない。人傷一括払合意をしていたことは、上記の解釈を左右するものとは解し難く、そのほか、人身傷害保険金の支払を受けるに当たり、X が A 社に対して自賠責保険による損害賠償額の支払の受領権限を委任したものと解すべき事情も存しない。」としている。

この点については、先行研究も同旨を指摘されていたが¹⁹⁾、「委任」という文言と「移転」という文言を A 社が使い分けていることからすると、人身傷害保険においては委任の合意が求められているわけではなく、請求権代位により自賠法 16 条の請求権が移転することを確認、承認するに過ぎないものと解される²⁰⁾。なお、X と A 社の間では、説明するという口頭でのやりとりもあったが、ここから委任の合意が導かれるべきではない²¹⁾。

このように考えると、X・A 社間の委任を否定した判旨は妥当である。

以上、①保険金請求権者の約款の理解および②当事者の合理的意思については、本研究会が指摘したことと同旨が判示されており、異論はない。③損害賠償額の支払の受領権限の委任の有無についても、上記のとおり妥当なものであり、本評釈は本判決に賛成するものである。

もっとも、本判決は被害者側の事情を重視しており、加害者側の不利益は考慮されていないとの指摘も考えられる²²⁾。しかしながら、交通事故の場面で被害者と加害者のどちらの利益が重視されるかを考えると被害者のはずであり、価値判断的にも本判決は受け入れられるものと思われる。

(3) おわりに

理論的な検討とは別に、本判決に従うと、人傷社は、被保険者と交通事故の相手方との示談ないし訴訟が完了して被保険者の過失分が確定するまで自賠責相当額を回収することができなくなり、債権管理上のコストが嵩み煩雑であることから、保険実務からはあまり歓迎されていないように見受けられるとの指摘がある²³⁾。

19) 佐野・前掲注 1) 1021 頁。

20) 深澤・前掲注 2) 117 頁。

21) 遠山・前掲 10 頁。

22) 前掲注 21)。

23) 山田・前掲 1721 頁。

人傷一括払のサービスは 1973 年から導入されたと言われており²⁴⁾、それなりに有益なものである。これ以降の裁判例においても当事者の合理的意思が重視されており（東京高判令和 5 年 9 月 20 日金判 1690 号 16 頁²⁵⁾）、被保険者の合理的意思を重視した実務が望まれる。

以上

24) 東京海上火災保険株式会社編・損害保険実務講座第 6 巻自動車保険 550 頁（1990 年・有斐閣）。

25) これについては、村上裕行弁護士による研究が本誌に掲載される予定である。